

事務連絡
令和3年9月28日

県立学校長様

石川県教育委員会教育長

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の徹底について

本日開催された第48回石川県新型コロナウイルス感染症対策本部会議（別添本部会議資料参照）において、本県の感染状況がステージⅡ「感染拡大注意報」に移行しました。また、金沢市を対象として、8月2日（月）から適用されていた「まん延防止等重点措置」が9月30日をもって解除されることとなりました。

感染防止については、これまで令和3年9月9日付通知などによりその徹底を図るよう求めてきたところですが、県内の9月の新規感染者の約15%を児童生徒が占めており、県内高校では部活動に起因するクラスターが発生していることから、引き続き気を緩めることなく、教職員一丸となって感染症対策にあたっていただきたいと思います。

また、児童生徒に対しては、引き続きあらゆる機会を捉えて、感染症対策について指導を徹底するとともに、保護者に対しても、家庭での感染対策を徹底いただくことについても周知願います。

【基本的な感染症対策】

- ・「①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い」をはじめとした「新しい生活様式」の徹底を図る
- ・毎日自宅で検温し、発熱等の症状がある場合は、登校や外出を控える
- ・児童生徒、教職員本人だけでなく、同居の家族に発熱等の症状がある場合も登校を控える
- ・カラオケボックスなどの遊興施設など、混雑している場所や時間を避ける
- ・県外との不要不急の往来を自粛する

【飲食を伴う場面について】

- ・学校内外を問わず、食事中は、向かい合って着席しないようにし、会話を控える
- ・寮や寄宿舎、学校の食堂においては、座席の間隔をあけ、向かい合って着席しないように座席を配置する
- ・普段会わない人や5人以上の人数・長時間での飲食は慎重に判断する

【感染症対策を講じてもなお感染リスクの高い学習活動について】

- ・以下に示す学習活動は感染症対策を徹底した上で、実施を可能とする
 - ◇生徒が長時間、近距離で対面形式で行うグループワークやペアワーク、及び近距離で一斉に大きな声で話す活動
 - ◇室内で近距離で行う合唱、管楽器演奏
 - ◇生徒同士が近距離で活動する、実験・観察、共同製作・鑑賞、調理実習
 - ◇生徒が密集したり接触したりする運動

【部活動について】

- ・8月26日付け事務連絡による部活動の制限は、10月1日より解除する。ただし、県外への遠征、県外チームとの練習試合、県内外を問わず合宿は当面禁止する（詳細については学校指導課、保健体育課事務連絡を参照）
- ・人との接触を避ける観点から、部活動及び大会終了後は速やかに帰宅する
- ・部室、更衣室等の共用エリアを使用する場合は、短時間の利用とし、時間差利用、身体的距離の確保に努め、会話を控える
- ・大会等に参加する場合は、6月30日付事務連絡の別紙で示した事項について改めて確認する

【寮や寄宿舎において】

- ・居室内でもマスク着用を基本とする
- ・換気をこまめに行う
- ・食堂や浴室等の広さに応じて、同時に使用する人数や時間を制限し、密を避ける

【連絡体制について】

- ・新型コロナウイルス感染症に罹患しているかどうかを確認するためにPCR検査等を受けることになった場合は、速やかに学校に連絡するよう教職員、児童生徒に徹底する
- ・陽性者判明後は、所定の様式により、保健所の施設調査に協力できるよう必要事項を速やかに把握する（令和3年9月17日付教保第881号参照）
- ・臨時休業期間が長くなる場合に備えて、生徒の健康チェック、課題等の指示、提供等について適切に対応できるようGoogle Classroom等の活用について事前に確認しておく

【ワクチン接種への正しい理解の促進について】

- ・7月9日付学校指導課事務連絡に添付した「話し合おう”ワクチン”のこと」を活用し、ワクチン接種に関する情報を伝え、正しい理解を深めるとともに、ワクチンの接種を受けていない人に対して差別的扱いをすることのないよう生徒に指導し、保護者に対しても理解を求める

【抗原簡易キットについて】

- ・既に各学校に配付してある抗原簡易キットについては、8月25日付保健体育課事務連絡の内容に基づき、その使用に係る校内の体制整備を確認する
- ・体調不良の児童生徒については、登校せず自宅療養や医療機関を受診すること、登校後に体調不良を生じた児童生徒については、速やかに早退し、自宅療養や医療機関を受診することが基本であることを徹底する